

公益社団法人小江戸川越観光協会定款

令和3年5月24日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人小江戸川越観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川越市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、川越市における観光産業の振興及び地域の活性化に関する事業を行い、もって地域文化の向上及び地域産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光振興及び観光客誘致事業
- (2) 他団体の実施する活動への支援及び能力開発事業
- (3) 観光施設などの運営及び受託事業
- (4) その他、公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業実施区域は、埼玉県において行う

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次に該当する者であって、次条の規定によりこの法人の会員になった者とする。

- (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年の総会において、別に定める額を支払う義務を負う。

2 名誉会員及び賛助会員は、会費を納入することを要しない。

3 賛助会員は、賛助金を所定の納期までに納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が、同意したとき。

(3) 当該会員が、死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名以上6名以内

- (3) 専務理事1名（必要により置くことができる）
 - (4) 理事10名以上20名以内（会長、副会長、専務理事を含む）
 - (5) 監事2名以上3名以内
- 2 会長及び副会長を法律上の代表理事とし、専務理事を法律上の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務及び権限）

第23条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事会の議決に基づきこの法人の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 6 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 7 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び参与)

第27条 この法人は、任意の機関として必要に応じ1名の名誉会長及び1名以上6名以下の参与を置くことができる。

2 名誉会長及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 名誉会長及び参与は、会長の要請に応じ、この法人の事業について必要な助言を行う。

4 名誉会長及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職。この場合において、理事会は総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長、副会長及びその他の理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上と出席した監事は署名押印しなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事会の議決を経て会長が任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なも

のを記載した書類

(会計原則等)

第 39 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年九月七日内閣府令第六十八号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）

第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）第 5 条第 17 号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び

公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の役員は、別表の通りとする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

- 1 この定款は、平成 26 年 5 月 26 日より施行する。
- 2 この定款は、平成 28 年 5 月 27 日より施行する。
- 3 この定款は、令和元年 5 月 28 日より施行する。
- 4 この定款は、令和 3 年 5 月 24 日より施行する。